

総社市健康診査等費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第12号

総社市健康診査等費用徴収規則の一部を改正する規則

総社市健康診査等費用徴収規則（平成17年総社市規則第104号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。  
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区 分		費用徴収額 (円)		区 分		費用徴収額 (円)		
略				略				
胃がん検診（エックス線検査）	集団検診	40～69歳	1,300	胃がん検診	集団検診	40～69歳	1,300	
		70歳以上	600			70歳以上	600	
	医療機関（個別方式）	40～69歳	3,200		大腸がん検診	集団検診	40～69歳	600
		70歳以上	1,600				70歳以上	400
胃がん検診（内視鏡検査）	医療機関（個別方式）	50～69歳	4,200	肺がん検診（胸部レントゲン間接撮影）	集団検診	40～69歳	400	
		70歳以上	2,100			70歳以上	200	
大腸がん検診	集団検診	40～69歳	500		医療機関（個別方式）	40～69歳	1,100	
		70歳以上	300			70歳以上	600	
	医療機関（個別方式）	40～69歳	1,100	肺がん検診（エックス線検査）	集団検診	40～69歳	700	
		70歳以上	600			70歳以上	300	
肺がん検診（エックス線検査）	集団検診	40～69歳	700	医療機関（個別方式）	40～69歳	1,600		
		70歳以上	300					

改正後				改正前				
肺がん検診（喀痰細胞診検査）	別方式）	70歳以上	800	肺がん検診（喀痰細胞診検査）	集団検診	40～69歳	900	
	集団検診	70歳以上	400			70歳以上	400	
		医療機関（個別方式）	40～69歳				1,900	70歳以上
	医療機関（個別方式）		70歳以上		1,000	乳がん検診（視触診）	集団検診	
		医療機関（個別方式）	70歳以上の女性		200			医療機関（個別方式）
医療機関（個別方式）	70歳以上の女性		600	医療機関（個別方式）	70歳以上の女性		600	
	乳がん検診（マンモグラフィ）	集団検診	略		乳がん検診（マンモグラフィ）		集団検診	略
70歳以上の女性			600	略		略		
子宮がん検診	集団検診	20～69歳の女性	1,300	子宮がん検診	集団検診	20～69歳の女性	1,600	
		70歳以上の女性	700			70歳以上の女性	900	
	医療機関（個別方式）	20～69歳の女性	2,000		医療機関（個別方式）		20～69歳の女性	2,600
		70歳以上の女性	1,000			70歳以上の女性	2,400	
前立腺がん検診	集団検診	40歳以上	700	前立腺がん検診	集団検診		40歳以上	1,100
	医療機関（個別方式）	40歳以上	900		医療機関（個別方式）	40歳以上	1,600	
腹部超音波検査	集団検診	40歳以上	1,200	腹部超音波検査	集団検診	40歳以上	1,600	
	医療機関（個別方式）	40歳以上	1,700		医療機関（個別方式）	40歳以上	2,100	
略				略				

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。